２０２０年１２月１０日

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

会長　田村綾子 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

滋賀県支部 支部長　門田　雅宏

滋 賀 県 精 神 保 健 福 祉 士 会

会 長　西川　健一

（公　印　省　略）

「令和３年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見」に関する説明について(要望)

拝啓

　寒気の候、貴会執行部の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は精神保健福祉の向上に帰するために、滋賀県支部構成員ならびに滋賀県精神保健福祉士会会員の資質の向上に資する、さまざまな情報提供や研鑽の場の提供を頂き誠にありがとうございます。

　さて、標記JAPSW発第20-215号「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見」ならびにその後にホームページに掲載された『「令和３年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見」について【お詫びとご報告】』につき滋賀支部運営委員会ならびに滋賀県精神保健福祉士会理事会において意見の取りまとめを行いましたので、以下に述べさせて頂きます。

この度、当該文書がWEBサイトに掲載された後、滋賀支部運営委員会ならびに滋賀県精神保健福祉士会理事会に当該文書の内容及び経緯について疑問があるとの意見が寄せられたため、対応について協議を行いました。その結果、以下について執行部へ説明を求めることといたしました。

**1．当該文書が発出されるにあたり、どのような過程の下で協会内のどの機関において決定されたのか？**

当支部の支部長・代議員も、今回の意見に発出に至る経過を知らず、十分な説明を行うことが困難となっております。

また、その後に掲載された【お詫びとご報告】においても、「ガバナンスの問題」という言葉で説明されていますが、到底納得できる説明ではありません。そのため、その経緯の説明が十分なされていないことを追及すべきだとの意見が出ております。

改めて今回の要望内容の決定や公表に至るプロセスは明らかにしていただきたいと思います。

**2．当該文書にある「「精神科病院の患者の抱え込みがあるから」とまことしやかにささやかれていますが」や「地域福祉は精神科病院への入院に長く依存してきた事実があり、地域福祉の脆弱性が大きな要因」とは、日本精神保健福祉士協会の新たな見解なのか？**

　　　精神障害者の社会的復権、社会的入院の解消などをめざして取り組んできた当会構成員・会員にとって到底受け入れることのできないものと言わざるを得ません。また、地域福祉の脆弱性という課題がある中で懸命に取り組んでいる現場としては、当該文書を起案された方が、どのような意図でこの言葉を用い、何を伝えたかったのかを問いたいと思います。

この意見書を作成された方個人の認識のずれであるのか、決定プロセスに問題があったのか、いずれにせよ再発防止に向けて具体的に検証していく必要があると思われます。

まずは、今回の経緯について、責任ある（具体的な）説明頂きますよう宜しくお願いいたします。

敬具

尚、今回の出来事に関しては滋賀県精神保健福祉士会ホームページに概要の掲載、取り組み内容について公表し議論を進めたいと考えておりますこと付言いたします。

　　　　　事務局

公益社団法人日本精神保健福祉士協会滋賀県支部

滋賀県精神保健福祉士会

〒520-2123 滋賀県大津市瀬田大江町横谷1-5

龍谷大学社会学部 樽井研究室 気付

mail : shigapsw@gmail.com

phone : 080-7529-7287